節水に
ご協力ください
芦屋市渇水対策本部

広報あしや

昭和48年 9月20日 第304号 発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可（定価2円）

芦屋市の人口と面積
－9月1日推計人口－

人口総数	75,217	世帯数	22,361
男	36,133	面積	16.07㎢
女	39,084		

秋の交通安全運動 9月21日から月末まで

交通安全はまず家庭から

ことしも九月下旬から十日間、秋の全国交通安全運動が始まります。交通安全は、何も運動期間中に限ったものではありませんが、この機会に交通安全の重要性とその必要性についての認識を新たにし、身の回りを点検しましょう。

運動の重点は、歩行者とくに幼児および小学校低学年児童、そして老人の交通事故防止を重点に、次の事項を中心に運動を推進します。

①スクールゾーンの整備充実
②交通安全教育の充実強化

さて、交通事故によって、一家の柱である父親やかわいい子どもを奪われた家族の非惨さはいまさら取り上げるまでもありません。

しかし、誰しもが交通事故に会わないとは決して保障できません。運転者や歩く人はもちろん、車を使う職場でも事故の恐ろしさを真剣に考えてもらわなければ交通事故はなくなりません。

ことし一月から七月までの市内での事故は、死者二人（昨年同期四人）、傷者三百七十五人（昨年同期四百十六人）です。

死亡事故の一件は、三月十二日朝、市民体育館前でタクシーで乗りつけた婦人が降りてタクシーの前を通って市民体育館へ入ろうとして右（北から南）からきた乗用車にはねられたもの、他の一件は、六月十八日、夜八時、国道二号線と宮川線の交差点西百㍍でおとしよりが東行きのタクシーにはねられた事故です。

警察では、この期間中、小学校幼稚園、保育所、社会福祉施設をはじめ、子ども会、老人クラブ、町内会などの地域組織や交通関係団体と協力して、子どもとおとしよりの安全指導を重点とした安全活動を積極的に進めていきます。

また、スクールゾーンを中心に警察官や交通巡視員などをできるだけ配置し、子どもとおとしよりの保護指導と違反運転者の指導取締りに当たります。

〈車を運転する方へ〉

子どもとお年よりを守る安全運転を念頭に、スクールゾーンを通行するときは、次のことを必ず守ってください。

▼スピードを落し、歩行者、とくに子どものとび出しなどを予測して安全運転を徹底する。
▼子どものそばを通るときは、一時停止か徐行運転をする。
▼横断歩道では、一時停止して子どもを優先して渡らせる。
▼子どもが駐車中の車のそばに寄りつき、危ない遊びをすることがよくあります。路上駐車はしないようにする。

なお、お年寄りが、自転車に乗っていたり、歩いているとき、あるいは駐停車中の自動車の側方を通行するときは、突然道路中央へ出てきたり、車のかげからとび出してくることがよくあります。十分徐行して安全を確めながら運転するよう心がけてください。

〈保護者のみなさんへ〉
—いつも交通安全指導を—

お子さんやお年寄りは、交通ルールをよく知らなかったり、道路で危険は行動をすることがよくありますので、次のことについて、いつもご家族が交通安全指導を怠らないよう心がけ、できるだけいっしょに付き添うようにしてください。

▼歩道のある道路では、歩道を、歩道のない道路では右端を通る。
▼道路の横断は、横断歩道、地下道、横断歩道橋など安全なところを利用する。
▼道路を横断するときは、**まず右を見て、左を見て、もう一度右を見て**安全を確め、必ず手をあげて車が止ってから渡る。
▼止っている車のすぐ前、すぐうしろを通らない。また、停車している車の列の間から道路を横断しない。
▼家の中や狭い道路からとび出さない。
▼子どもは、きめられた通学（園）路を必ず通る。
▼道路での自転車遊びはしない。
▼交通ひんぱんな道路では、お年寄りはできるだけ自転車や単車に乗らない。
▼夜のお年寄りのひとり歩きは、つとめてしないように。
▼からだの不自由なお年寄りが外出するときや幼児が道路に出るときは、家族が付添う。
▼子ども、お年寄りは、近くの児童公園など、安全な場所で遊ばせる。

〈座席ベルト、ヘルメットをつけよう〉

これまでの死亡事故を調べると座席ベルトかヘルメットをつけていたら助かっていた、あるいは、軽傷ですんだと思われるものがかなりあります。かけがえのない生命とからだを守るため、車を運転するときは、すすんで、座席ベルト、ヘルメットをつけるよう習慣づけましょう。

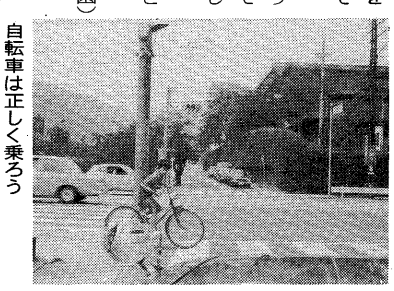

自転車は正しく乗ろう
—左右の確認はじゅうぶんに—

▼こどもの事故の特徴
〈昨年の実績から〉

◎家に帰ってからの事故が多い。
◎月別では、三月、五月～七月、十一月がとくに多い。
◎週では、日曜日と土曜日で全体の四〇㌫を占める。
◎一日のうちでは、午後一時～五時で全体の七〇㌫を占める。
—魔の時間帯—
◎歩行中（五〇㌫）と自転車運転中（三〇㌫）で全体の八〇㌫を占める（形態別）。
◎車の直前、直後の横断、飛び出しが大半を占める（原因別）。
◎保護者と同伴中の事故が多い。

安全です

日曜日に買物 道路に開放

九月二日から、大原町九の十二から同十一の一の東西の市道（約百㍍）を毎日曜日午後一時から六時まで車を締め出し、買物道路として開放しました。この道路は、付近には、灘神戸生協や大原市場があり、買物客やその車で混雑し市民からは車を通行禁止にできないかなどの要望がたえませんでした。

芦屋川河川敷を通園路に

このほど国道43号線の公害をさけ、川西町に移転した精道幼稚園では、国道南から通園する園児のために芦屋川河川敷を利用して通園路をつくりました。

国道43号線以南の園児が新しい幼稚園に通うには、芦屋川左岸線を通らなければならないため、縦来の43号線下の歩道をさらに北へ延長したものです。

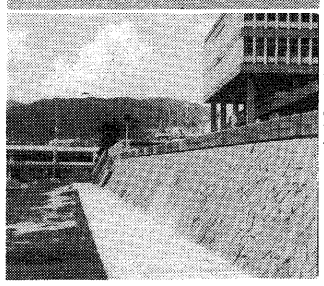

緑ゆたかな美しいまちづくり

まちを汚すのはだれ やめようルール違反

〈みどり条例第二十二条（不法投棄の禁止）何人も公共の場所および他人が占有する場所を廃棄物の投棄等の行為で汚損してはならない〉

「このくらいはいいだろう」といった社会生活のルール違反でまちが汚されています。そのために市民が不愉快なめにあい、それがなければ費消されないですむ税金や労力が使われていることがあります。

たとえば、かんジュース類の空かんです。路傍や川の中に最近いやになるほど捨てられています。「消費文化」といっても「文化」の字が泣く現象で、他に迷惑をかけないよう、買った店のくずかご、駅、バス停などもごみ容器以外にあきかんを捨てないでください。

家庭のごみの出し方のルール違反でまちが汚れている場合もよくあります。燃えるごみは、週三回の収集日の朝、きめられた場所に出すことになっていますが、中には、前の日から出して雨風や犬に荒されている場面があり、また、燃えないごみを収集日以外に出すため何日間も近所に迷惑をかけている人、有料収集である大量の枝葉や草類、家具や電気製品等の大型ごみを環境衛生課（㉒二一五五）に連絡もせず人知れず出される方、それからまた、集めにくるのを待たずに近所の空地やそばの水路にごみを捨てる人たち…。

もうひとつは、散歩中の犬のふん。愛犬家なら責任もってふんの始末をしてくださいますように。

お互いに注意しあってそうしたルール違反をなくしみんなで美しいまちづくりに協力していただきたいものです。

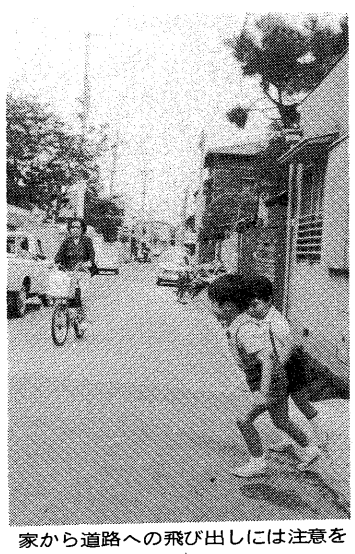

家から道路への飛び出しには注意を

芦屋市交通災害共済に加入しよう

（一人年間300円）

軽自動車の検査 始まります

十月一日から

十月一日から軽自動車の検査が始まります。現在使用中の軽自動車の届出済証の届出年月日により次の期限内に検査を受けなければ使用できませんので早目に受けてください。

◎検査の場所…神戸市垂水区玉津町居住字孫田六七－一
◎検査を受けるときは、法令に規定する書類を提出しなければなりませんが、ご不審の点は最寄りの軽自動車販売店または陸運局長認証の自動車整備工場、もしくは、次のところへお問い合せください。
・兵庫県軽自動車協会（電話・神戸441－二二五六）、兵庫県自動車整備振興会（電話・神戸441－一六〇一）、兵庫県小型自動車整備振興会（電話・神戸441－二二六六）
軽自動車検査協会兵庫事務所（電話・神戸331－〇九八六）

使用過程にある軽自動車の検査期限表

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日から昭和42年12月31日まで	昭和48年11月
昭和43年1月1日から昭和43年7月31日まで	昭和48年12月
昭和43年8月1日から昭和43年12月31日まで	昭和49年1月
昭和44年1月1日から昭和44年4月30日まで	昭和49年2月
昭和44年5月1日から昭和44年8月31日まで	昭和49年3月
昭和44年9月1日から昭和44年12月31日まで	昭和49年4月
昭和45年1月1日から昭和45年3月31日まで	昭和49年5月
昭和45年4月1日から昭和45年6月30日まで	昭和49年6月
昭和45年7月1日から昭和45年9月30日まで	昭和49年7月
昭和45年10月1日から昭和45年12月31日まで	昭和49年8月
昭和46年1月1日から昭和46年3月31日まで	昭和49年9月
昭和46年4月1日から昭和46年6月30日まで	昭和49年10月
昭和46年7月1日から昭和46年9月30日まで	昭和49年11月
昭和46年10月1日から昭和46年11月30日まで	昭和49年12月
昭和46年12月1日から昭和47年2月29日まで	昭和50年1月
昭和47年3月1日から昭和47年4月30日まで	昭和50年2月
昭和47年5月1日から昭和47年7月31日まで	昭和50年3月
昭和47年8月1日から昭和47年10月31日まで	昭和50年4月
昭和47年11月1日から昭和48年1月31日まで	昭和50年5月
昭和48年2月1日から昭和48年4月30日まで	昭和50年6月
昭和48年5月1日から昭和48年6月30日まで	昭和50年7月
昭和48年7月1日から昭和48年8月31日まで	昭和50年8月
昭和48年9月1日から昭和48年9月30日まで	昭和50年9月

第27回 市民体育祭開催

十月十日午前九時から

市教育委員会主催、芦屋市体育協会主管、市内各学校園・市内各種団体・各種新聞社協賛による第27回市民体育祭は、十月十日(水)午前九時から（雨天のときは、開催できる種目のみ行ない、他は順延または中止）行ないます。

参加申込みは、九月十六日で〆切ましたが、登山、こども会合同運動会は当日参加できます。

◎種目および会場は次のとおり。

種目	会場
陸上競技	県立芦屋高校グランウド
体操競技	〃 体育館
卓球	市立体育館・青少年センター
軟式庭球	県立芦屋高校テニスコート（中・高）
硬式庭球	芦屋庭球場（一般）
バスケットボール	芦屋庭球場
サッカー	精道中学校体育館
ソフトボール	山手中学校グラウンド
バトミントン	市立芦屋高校グラウンド
剣道	市立芦屋高校グラウンド
柔道	市立体育館・青年センター
バレーボール	宮川小学校体育館
弓道	市立体育館・青少年センター
軟式野球	精道中学校グラウンド
サイクリング	市立体育館・青少年センター
登山	市民グラウンド
小林寺拳法	芦屋公園→武庫川公園
こども会合同運動会	県立芦屋高校→北山公園 旧精道幼稚園遊技室 県立芦屋高校グラウンド

市役所への電話・市政電話サービス

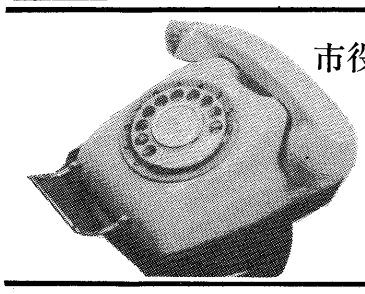

市役所の電話は㉛2121

市民会館	㉛4995
公民館	㉛4996
図書館	㉒5978
体育館	㉛8228
市立芦屋病院	㉛2156
ごみ焼却場	㉒2155

▷ご意見、ご要望、ご質問など
●市役所がしごとをしているとき
—午前9時～午後5時—
（土曜日は正午）
㉛2121

●市役所が休みのとき
—夜、日曜、祝日など
（テープに録音しておき翌日ご返事します。）
㉛4444
（公聴広報課）
〈市政電話サービス〉

▷道路側溝などの応急処理のとき
—午前8時30分～午後4時30分まで—
（土曜日は午前11時30分）
㉜0121
（環境保全課）

▷市政ニュース
—24時間いつでもお聞きになれます—
㉛4894
（公聴広報課）
〈市政電話サービス〉

同和問題をみんなのものに

家庭での同和教育を考えよう

すべての人が、今日ほど子どもの現在と将来のことについて心を痛めているときはないといえるでしょう。しかし、案外、子どもは野放しの状態におかれていることも事実のようです。

子どもの未来を輝かしいものにし、生まれてきてよかったと思えるような人生を送らせるためには家庭教育は重要な役割を果たさねばなりません。そのためには、今私たちが置かれている社会を見つめ、そこから家庭教育においてなすべきことを学びとり、実践の課題とする必要があります。

そうした考えかたから、この特集では、その根底となる問題として部落差別をとらえ、家庭教育の本質を追求しようと考えます。

多くのみなさんの中には、まだ部落差別は何に起因するものか、またそれは、私たちの生活とどのようなかかわりがあるのかが明らかでない人もあります。まして、子どもの教育のうえで、みなさんがたは部落差別をどう認識し、子どものしあわせをはかるために家庭教育で何をなすべきかについては明確にされていません。

みなさんがたが「A君とは遊んではいけない」といったとき、今の子どもは「なぜ」と問い返すでしょうし、親のそういった真意をとらえたとき、親の考えかたの誤りを追求する子どもが多く育っています。そして、そうした子どもに成長させた学校では、学校生活家庭生活、社会生活の現実をとおして、差別に対する科学的認識を深める指導がなされ、みずからの問題として、部落を解放しようとする意欲と実践力を持った子どもの育成を、教育の課題として真剣な取り組みがなされています。

そのためにも、親の同和教育に対する正しい理解が最も必要だといえましょう。子どものしあわせを築くためには、親と教師とがしっかりと手を握りあうことの重要性は、いまさらいう必要はないと思います。そして今ほど急を要するときはないとの考えから、本特集と次回特集の二回にわけて、家庭教育について考えてみます。

家庭における差別

親と子の価値観の違い

「今日もまた私は母と口論してしまった。母は口答えだと頭から決めてしまう。だが、私は決して口答えだと思わない。冷静に母に聞いているのだ。そもそもの原因は、女の子である私が野球の本を買ったことからである。私は『趣味だからいくら親がきらいだからといって、子に強制することはいけない』といったら、母は『よくそれだけのことが親に向かっていえましたね。まったく恐ろしい子だ』と半分泣いていました。私はたいへん悲しかった」（岡崎みどり・南博編「女の愛としあわせと」より）

この少女の訴えた作文を中心にして、現代の家庭の問題を考えてみましょう。

ここには、親のいったことを忠実に聞かない子はよくない子だという価値観をもった親の世代と、何をいったかを問題にしようとする子どもの世代との対立、衝突が書かれていると思います。

この価値観の相違は、どこから生まれてきたのでしょうか。

ご存知のように、家庭道徳は、家族関係のありかたについての反映だと考えることができます。もちろんこれだけが原因ではありませんが、この母親の道徳性は、過去の封建的な家族制度のもとでつくられたものだということができます。

ふり返って、この母親たちの道徳性を形成した「イエ」について考えてみるとき、依然として祖父母、父母、子どもといった時間的な連続からくる縦軸を回転軸として構成されている集団だといえましょう。しかも「イエ」について高桑純夫氏は、「家族の実際成員を含むばかりではない。その上に家風、家柄、家格、家名といった無形の何物かをも含んでおり、その限りでは、家族成員の個々人を越えた何物かなのである」という性格をもっていると述べています。

それだけに、個々人へ影響する「イエ」の重さは、実に大きいものがあります。家は親（家族の中心的存在）によって、わが思いのままに利用されることもあるといえましょう。

したがって、わが国の「イエ」は、個々人の個性を豊かに育てるという点では、実に厳しく問いつめてみなければならない問題性をもっているようです。いままでの「イエ」の性格では、家族につごうのよい人間は形成されても、個々人の個性を尊重し、具現するということはなかなか困難のように思われます。

このような「イエ」の中で、長い間に形成された母親の体質と、新しい教育、新しい時代のもとで育った子どもの道徳性との対立が、この家族の平和を混乱させた原因になるのではないでしょうか。そして、これは親と子の心の断絶をきたす原因であるのです。

親にとって、この世の中で一番不幸なことは自分と子どもの間に、心のすきまが生まれたときだといえましょう。ことは、親子の不信の結果を招くことにもなります。家庭にとって教育上最もたいせつなこと、それは、愛と信頼によって親子が結合していることです。その愛のきずなが断たれ、相互不信の状況になるということは、家庭にとって、もっとも危機的なものだということができます。

子どもの調和的な全面発達は、さきに述べましたような望ましい家庭で保障されます。この家庭が破壊されたときは、子どもの発達は約束されません。子どもの悲劇はもちろん、親にとってもたいへん不幸なことです。

家庭における差別〈その第一〉

いままでに述べました過去からの「イエ」の重たさによって、個々人の個性が全面的にその天与の花が開花されていない事実は、いかえれば人間が尊敬されていないことをいいます。

自分の「イエ」が代々医者であるために、大学入試のため盗んだ答案用紙をわが子に見せるというまことに非道徳的な事実。家を代表する親の権威―それはまさに恐るべきものですが―によって、知能の低いわが子を殺すという残忍無謀な行為。「イエ」をかさにして、両性の結婚の自由を無惨に断ち切る前近代的な親の道徳性などは、現代家庭における差別の具体的事実だといえましょう

家庭における差別〈その第二〉

権利、義務の意識が確立していないことによって、親子の人格尊重を基盤とした友愛の人間関係が成立せず、ともすれば個々が「イエ」のいけにえになりがちです。

権利、義務意識の確立していない現代の「イエ」は、権利ということばがわがまま勝手と同一視されています。ご存知のように、権利とは、「個人が主張することを社会的に認められた利益であるから、主張することを許されない権利というのは原則として存在しない」もので、いっぽう義務とは、「相手の権利を認めた場合に、その貫徹のためにこちらでとるべき行動であって、相手の主張に対してゆずることではない」ものだと考えられます。（磯野誠一・磯野富士子「家族制度」より）このような家族内、外をとわず、人間が生きていくうえで必要な権利義務の観念の存在しない社会では、自己の権利の主張することは、とりもなおさず罪悪視されることになります。特に、目上目下の関係のなかで、目下にある子どもが権利を主張することは、家風を汚すことであり、わがままととられがちです。

今日、家族において、「としよりと嫁、むすこ」間に、それと、「親と子」の間に権利義務の認識の断絶からくるトラブルは、実に枚挙にいとまがありません。「近ごろの嫁は」「今ごろの子どもは」「みんなわがままで」というような不服のことばが家族内のだれかから発せられているという事実は、たしかに権利義務関係の確立されてない家族の姿をものがたるものだといえましょう。

このことについて、もっとくわしく述べてみましょう。

権利義務関係の確立していない家庭、前近代的な家族においては、家の平和を保っていくためには、家族の情緒的な一体感がたいせつで、家族構成の各自は、いつまでもわが家を平和にとどめるために、各自の分（ぶん）をだいじにすることが要請されました。目上は目下をかわいがり、目下は目上に愛されるよう、各自の分をつうじて努力してきました。そこでは、その分を守る心がけが最もたいせつとされました。心がけの悪い者がいるとき「イエ」の平和が破壊されるのです。ここには、独立した人格としての扱いは、存在しなかったのです。

権利、義務を尊重する家庭とは、個々人を独立体として尊敬し、人間として、家族の一員として尊重する家庭です。そうした家庭は、かって、フォルサムが「家族と民主主義」でいったように、「親子の人生の目標や性格は、時とともに似てくるよりも似なくなってくる。それにもかかわらず、親と子の異なった性格を、お互いに寛容に認めあい、幸福に共存することは可能である。こうしてお互いに適応していくための技術は、従来よりも今日なおこのことがたいせつになっている」ということを、問いつめながら家族づくりをしています。

このような、あるべき家族の姿を視点にすえて、わが国の家庭を考えますとき、権利、義務の関係が確立していないことによって、個々の人格が尊重されず、世代間の断絶と相克がなされていることに気づきます。この事実を、差別としてとらえるべきではないでしょうか。

家庭における差別〈その第三〉

もともと人間に貴賤がないように、家にも貴賤はないはずです。いまでも、県内のあるところでは、冠婚葬祭のとき、すわる順番が家によってきまっているといったようなことがあります。これは、家の上・下を格づけることであり、そればかりか、家の格式によって人間を格づけすることで、まさに許すべきことではありません。

この前近代的な家の貴賤観も、考えてみれば、わが国社会構造の矛盾、すなわち、ときの政権が支配を可能にするため、国民を分裂させ、上みて暮らすな、下みて暮らせの意識化を助長した結果にもとづくものです。残念なことに、今なおその支配政策のとりこのもとで、人間の知性をねむらせている事実が多くあるのです。人間の知性をねむらせていることによって、人権への意識もめざめず、国民を憎しみあわせる差別の中で人間の尊厳性すら自覚できない状態にあります。

家庭における差別〈その第四〉

親の教育的無知によって、子どもの全面発達をゆがめている事実をいいます。

現代家庭教育の問題で特に話題とされていることは、教育ママの問題であり、教育未熟ママの出現です。最近の報道によりますと、子どもを生むやいなや家出する未熟ママが続出しているということです。考えてみるとこの人たち自身が〝未熟児〟だということができ、子どもの差別について述べる前の段階として考えなければいけない問題を投げかけているのです

教育的差別とは、人間の全面発達を阻害する状況をいいます。親が教育的に無能力であるため、わが子の可能性をいかしきっていない事実は、残念なことに、今日の悲しい家庭教育、否、教育全体の問題点だといえましょう。その他いろいろと現代家庭の差別は考えられますが、主に考えねばならない差別として、以上、四つの問題点をあえて提起しました。

家庭教育の本質を（みつめて）

何が親の真実な願い

ある先生から聞いた話しです。

それは「三月の卒業式、高校入試も間近いある日のこと、中三の生徒数名が廊下で話し合っている言葉を耳にした。『けさ新聞にでていた交通事故で死んだ隣りの中学校の生徒、受験するのだったそうな』『勉強をよくやっていたそうだよ』『へえ、でもつまらん、ひとりへっただけだ』。私はこの話を聞いて、がく然とした。いったい私たちはどういう教育をしてきたのだろうか。いたく自分たちの教育を反省した」と。

たとえ、顔さえ知らない隣りの中学校の生徒であれ、無暴な運転の魔手にかかって、若い生命を、あわれこの世の犠牲者となった日本の友だちに対して、自分の入試の利害とからみあわせて考えようとする生き方に、その先生は教育不在というきびしい責任追求の鉄槌をいたく感じたのです。教師として真剣に悩まずにはおれなかったのです。

続けて、その先生はこう話しました。「もちろん、この子たちをこのように育てたのは、私だけの責任ではない。学力偏重、受験体制の矛盾がその体質として根っこに存在している。さりとて、現状がそうだからといって逃げることは許されない。逃げることが絶対にできない教師としての責任があるのです」と。

このことは、この先生たちだけの問題でなく、子を持つ親の考えねばならないことだと思います。

そうです。差別の体制があるから、差別してよいということは絶対に許されません。むしろだいじなことは、そうした社会状況の中で、人間のしあわせを極度にゆがめる差別をみぬき、それから解放していくことこそ、まさに人間らしい生き方ではないでしょうか。

たしかに、このような子どもをつくった責任の一部は、現代の親にもあるようです。ある婦人学級の席上、子どもの教育をめぐって親たちから出た問題ですが、その第一は「子どもの小づかいを学校で決めてください」。その第二は「学校の授業がすんだら、できるだけ早く家庭へ子どもを返してください」という内容でした。

このことをどう考えたらよいでしょうか。第一に、親たちの家庭教育に対する逆立ちの教育論を感じます。

この考え方を分析してみますと「学校はしつけをすべきところ、家庭は塾を中心とした学習をさせるところ」になりそうです。

だから、その席上で、かかる逆立ちの教育論をもったおかあさんはいいました。「私は子どもを勉強させるために、いつも次のようにいって聞かせるのです。あなたはしっかり勉強しなさいよ。そうしたら、お母さんは、お父さんにいってあなたのお小遣いを増やしてもらうからね」と。

重度心身障害者（児）の介護手当

ご家庭で障害者（児）の介護をされているかたに、八月から介護手当、月額一万円を支給する制度ができました。

居宅で六カ月以上ねたきりの状態にあり、食事、入浴、排便を行なううえで常時介護を必要とする身体障害者（児）一～二級、および重度の精神薄弱者（児）を介護するかたを支給対象とします。

該当されるかたは、市福祉事務所で早めに手続きしてください。

市の児童手当

次の要件を満たしているかたはすぐに市保険年金課で手続きしてください。①日本国民であること②本市に一年以上住所があること③十八才未満の児童を養育している保護者で所得が一定基準に満たないこと。④生活保護の適用を受けているかたや、これに準ずるかたで、十八才未満の児童を三人以上養育している場合。

なお、国の児童手当を受けている場合は支給制限があります。

戦没者の父母に特別給付金

戦没者の父母に対する特別給付金（い号、十万円国債五年償還）を受けられたかたは、昨年五月十五日に最終償還が終わりましたが引き続き増額して継続されることになりました。額面三十万円五年償還で、毎年九月十四日に六万円支給されます。また、本年四月一日以降、公務扶助料、遺族年金等を受給中の戦没者の父母が死亡されたご遺族は、相続人請求ができます。該当されるかたは、福祉総務課福祉係へお申し出ください。お問い合わせも同係（電話㉛二二二一）まで。

戦没者の妻に対する特別給付金の請求も受付

戦没者の妻に対する特別給付金（い号、二十万円国債十年償還）を受けられたかたは、本年四月三十日で最終償還が終わり、引き続き増額して継続されることになりました。額面六十万円十年償還です。

なお、前回特別給付金を受けるかたは、市福祉総務課福祉係へどうぞ。

戦没者に対する供物品の受託

このたび、政府においてフィリピン（ルソン、ミンダナオ各島）方面の遺骨収集が実施されることになりました。なお、当該地域で戦没されたかたの遺族で、現地で挙行される追悼式にお供物を供えたいと希望される場合は、厚生省援護局調査課長（東京都千代田区霞ケ関一―二―一）あてにお送りください。▼供物品の種類…写真、少量のろうそく、線香など、依頼者一人につき小型封筒に収納できる程度▼送付期限…十月三十一日まで▼記載する事項…供物品を依頼するかたは、戦没者の氏名、生年月日、所属部隊、死亡場所、本人の氏名現住所、戦没者との続柄を明記した書面を添えてください。

住宅統計調査

十月一日現在で全国いっせいに「住宅統計調査」が行なわれます。総理府統計局が行なうこの調査は、住宅に関するいろいろな問題を解決するための施策に必要な基礎資料を得るため、昭和二十三年以来五年ごとに実施されています。今回の第六回目では、住宅や世帯の居住状況についての基本的な事項に加えて、一人一室が満たされているかどうか、寝室と食事室が別になっているかどうかといったことや、住宅の環境に関することを新たに調べます。

この調査は指定統計調査ですから、すべて統計法に基づいて実施されます。したがって、統計をとる目的以外にはいっさい使用しません。

九月二十日過ぎに県知事から任命された三十三名の調査員が、対象の世帯に調査票の記入の依頼にお伺いしますので、ご協力くださいますようお願いします。

この「広報あしや」は広報委員さんの

しないとよい学校、よい会社にはいれないし、おとうさんのようになりますよ」と。みなさん、このことばについてよく考えてください。大きな矛盾に気づかれるでしょう。

ここから第二の問題が生まれてくるようです。すなわち、人間教育とは何かが認識されず、市民社会状況の中で、夢と子どものこのみかけた逃避的な考え方の生き方をしているということです。

もっとくわしく申しましょう。ペスタロッチもいっていますように、教育は人間を「ことばの高い意味」での人間性にまでたかめる仕事です。人間性とは何でしょう。精神力、心情力および技術力などの調和的発展です。もっと平易なことばで説明しますと、ペスタロッチのいう「人間性」とは、知と意と行、あるいはまた、頭と心と手の調和を意味するのです。この教育の本質が理解されないところに、現代の親たちの悲劇があるのです。時の流れのままに、単なる知的のつめこみに、わが子への将来の夢を託すような生き方は、愛する子どもを不幸におとしこめる以外のなにものでもありません。

だれだって、愛するわが子に、将来の安定した仕事、いやそれ以上に自己の能力を最高に発揮できる仕事につかせたいのは、まさに親心として当然のことでしょう。その親のもつ願いを否定するものではありません。

ただ、ここで強調したいのは、このようにわが子へよせる願いが切実であればあるほど、親は巨視的な立場から、もっと賢く、人間らしい豊かさをもって、子どもの生きる現実を直視すべきだということです。人間性の発展をゆがめている事実を、差別として自覚すべきでしょう。親の真実な願いとは何かを問い詰めて考えるべきでしょう。

差別の本質をみぬく目を

親のわが子に対する真実のねがいを分析してみますと、そのおもなものは、子どもの全面発達を保障することだといえます。そのためには、かれらの可能性をゆがめている事実に着目し、それを親の知性と愛情によって解決していくような努力をすることだと思います。親はもっとえらく、賢くなる課題にせまられています。よその子をはねのけてもわが子だけはという生き方を常に反省しながら、人間の発達における個と全体との関係を正しく認識すべきでしょう。さらに、忘れてならないことがあります。それは、わが子の成長が、家庭、社会生活によって、どれだけ阻害されているか、その事実に目を向けるべきだということです。

人間は安易と惰性に流れやすい可能性を、体質としてもっています。それだけに、不合理や矛盾に気づくこともできないし、たとえ気づいたとしても、しかたないものとしてあきらめる傾向をほとんどの人がもっているようです。それればかりではありません。私たち日本人は、長い間の歴史過程において、〝上みて暮すな、下みて暮せ〟という生き方を強要されてきました。だが生き方そのものの中に、差別を当然のこととして肯定しているのです。差別を肯定する生活態度は自らもまた差別される存在であるということなのです。

今でも、先に引用しました中国地方のある県の家柄のことについて、その人たちは、次のようにいっています。「あそこの家は、人が大きい。こちらの家は人が小さい」と不思議なことに真ん中がいないのです。したがってそんなことをいっている人は、いつでも、自分の家は真ん中か、それとも評価した家庭よりも上位にあると自信をもっているのでしょう。まことにおかしな話ではありませんか

このような生き方が、不思議とも思われない社会にあっては、差別に対する科学的認識を育てるということは、なかなか困難なことといえましょう。それだけに子どものおかれている生活事実の中に、差別をみぬき、それをはねのけていくだけの力量がなかなか育ちにくいのです。

これでは、不幸になるのは子どもたちです。曇りない目を、子どもの生きている生活にむけてください。せっかくの可能性をもっていながら親の過保護、無理解のために、その能力を開花していない事実。わが子は学校教師の人質だという考え方から子どものことについて要求したいことがあっても要求できない事実。さらには、ゆがんだ社会状況をじゅうぶん知りながら、進学競争へわが子をあおりたてる事実等、親の生き方の矛盾、不合理については枚挙にいとまがないほどです。それが現実なのです。

このことについて、もっと考えてみましょう。

学校の授業参観でよく感じることですが、いったい親たちは、その参観をどういうみかたをして、それを子どもたちの成長へ還元しているのでしょうか。

授業のみかたについて参観の親たちに聞いたところ、約九十％からの親たちは次のようなみかたをしているのです。

㈠自分の子どもは、先生の指導している内容がわかっているだろうか。

㈡自分の子の学力、態度は全体の子どもの中でどの程度だろうか。

㈢自分の子どもの中でどの程度だろうか。

個の確立のためには、まず足もとにころがる生活の諸問題に対して「なぜ?」という疑いがたいせつだと思います。そして、次にその諸問題の人間の幸福とどうかかわりをもつかについて徹底的に考えることです。

いや、日本においては、もっと自らを深めていくために忘れてならないことがあります。それは、部落問題の本質をみぬく力を、自己・相互教育のなかで、自分自身のものにするということです。部落差別が、わが国に存在するいっさいの差別とどういうつながりの中で構造づけられているか、部落差別の現存が、国民全体をどれだけ不幸にしているのか等、部落差別の本質へせまる学習をすすめていくことが、周囲に存在する差別をより明らかにすることになり、そこから、まさに「ことばの高い」意味での個の尊厳性を自覚するみちが開かれるからです。

〈第三は、親自体の生きざまを教訓にして、そこから、よりたしかな人生観、世界観を確立することだと考えます。〉

ここに、ある女性の実話があります。

主人公S子さんは、中国地方の山奥に生まれ、育って、Mさんを主人にしました。

「田地の一畝もないような者といっしょになってくれては、あとの娘の縁談にさわる。たってそういうのなら勘当じゃ、今日限り親でもない子でもない」といわれてふろしき包み一つ背負ってMさんのところへとついだのです。

それからS子さんの苦難の歴史がはじまります。S子さんは、Mさんのごう欲でわからず屋、そして、過酷なほどのシュウトメの嫁いびりの中で、ただ働きつづけるのです。身を粉にして働き、子どもはつぎつぎと生まれてきます。シュウトメは、なんの世話もしてくれません。その夫が、おめかけさんをつくり、彼女をわが家へ住まわせるようになりました。このような苦悩のなかで、最後にはおめかけさんの全身不髄と便秘のからだを一か月あまりも看病するのです。

S子さんの歴史、これは、まさに文字どおりの差別と屈辱の日々であったといえましょう。

そのS子さんが、めかけにも夫にも死別し、嫁や孫たちにとりかこまれて、幸福な生活をする昨年のある時、嫁や孫たちに「わたしはもう食べて寝るばかり、生きて残念なことにほとんどの親たちがそうでした。

このような親の授業をみるみかたは、親なればこその願いとしてよくわかります。だれも、これらを否定することはできないでしょう。とはいっても、このままの姿のみでは満足できません。

親は、学級全体がどういう意欲と態度をもって学習へせまっているか。この学級の学力構造はどうか。上位と下位の学力差があまりにも大きいか、それとも、全体的に学力差がなく相互にみがきあっているか。学級の友だちが誤った発言をしたとき、クラス全体は、自分のこととして考えていたか。さらには、いつもお客さんになっている友だちを、みんなはげましていたか等の授業をみる視点がたいせつだと思います。

そして、授業をみただけでなく、そこであらわれた問題を全体の課題として、親たちの生き方を問いつめてみることこそ、参観をすべての子どもにかえすということになるのではないでしょうか。

私たち親は一度でも、学習に参加していない子どもを気にし、この子をよくするために、親のあり方について考えあったことがあるのでしょうか。

全体の子どもの学力がたかまらずして、どうしてわが子だけの成績があがるでしょうか。春夏秋冬同じ生活を共にしている級友のことを、自らの問題として考えずに、どうしてわが子の全面発達を可能にすることができるでしょう。

差別の本質をみぬく目、それは、すべての人間の尊厳性を畏敬する目であり、人間を尊敬するがゆえに、身近な生活の中の不合理・矛盾をみぬき、解決していく目だといえましょう。

親の生きざまの変革を

ある学者はいっています。

「一人として人間は他の人間をいつでも完全に理解できるものではありません。よしんば、それが他の人間に生命を恵む場合ですら、また前者が、日々あらたに後者に新しい生命を与え、そして、母親たるものの精神的幸福に達したとしても、そうであります。子どもを出産することが肉体的成長のしるしであるように、子どもを教育することは精神的成熟の指標であるという見解はまったく正しいものです。けれども、心理的洞察力を欠いているために、大多数の良心は、全生涯確かにその成熟に達しません」

ここにも、親の精神的成熟の必要性と困難性が指摘されているようです。親の成熟を実現するためには、現時点での生きざまを変革することがたいせつです。教育の父、ペスタロッチもいったように、「生活が陶冶する」このことが、教育の本質であるかぎり、親も主体的に、自らの生活そのものをかえ、子どもをとりまく生活を教育的にする努力が、積極的、継続的に続けられなければなりません。親が成熟し、子どもをとりまく生活そのものが教育的であることによって、子どもの人間性は開花されるのです。

ところで、親の生きざまの変革、成熟において、留意しなければならない点について考えてみましょう。

〈第一は、家庭の生活全体の組織とはたらきをみつめ、教育的にかえていくことです。〉

「児童の世紀」で有名なエレン・ケイは家庭教育における主要なことは、子どもの個性を知り、それにしたがって子どもをとりあつかうことであると考えているようですが、それにもましてたいせつなことは、家庭生活全体の組織とはたらきだと思います。もし家庭そのものが、親を中心として人間性尊厳の生き方にみちあふれているならば、もし家庭が、他の人びとへの共感と、相互に他人理解をしようとする努力をしているならば、もし家庭が労働を愛しあう結合体であるならば、子どもはそこから当然のこととして、豊かで明るく忍耐強い性格をつくっていくでしょう。しかし、もし家庭が目をせまく、世間体にのみむけ、他人をべつ視しているとしたならば、家庭集団としてのまとまりがなく、共通の目標、理想がなくて、冷淡な個人主義が支配しているとしたならば、どんなに子どもの個性を理解していても、しょせんそれは、子どもの人格形成に対して害あって益なしということになるでしょう。要は、家族がどういうまとまりをもって共通の目標にむかって生きようとしているかが、子どもの教育にとって、最も重要な問題だといえましょう。

したがって、親の生きざまをかえるとは、つねに親自体が家族全体の生活の組織とはたらきに目をむけ、家族集団の凝集性をたかめるために、家族の共通のねらい、共通の活動、家庭文化をつくっていくことがたいせつです。家庭での親の役割の重要性は、こうした点にあるといえましょう。

〈第二は、親の自己教育、親同志の相互教育がたいせつです〉

今日の家庭教育混乱の一要因として、親の無自己主義を指摘することができると思います。何が真実なのか、どうすることが人間を幸福にするみちなのかが、自分の力で判断できない親たちが多いということです。教育ママの出現も、今日の社会状況への単なる順応だといえましょう。いってみれば、主体性の欠如が、今日の悲劇の根本的原因だといえますし、個の確立はまさに今日の親たちにとっての急務の課題だといえましょう。

古くから、タテの道徳にならされてきた私たちは、民主主義の真相がなかなか自分自身のものとしてつかめません。現実に存在する差別を差別としてとらえることがたいへん困難です。そればかりか、私たちは、長い間差別の中に生かされてきたのです。

差別をみぬく力がないということは、個の尊厳性を自覚する力をもたないということであり、生活を人間らしく高めていく能力に欠けているともいえましょう。

この親の生きざまで、どうしてこれからの民主的な個性豊かな子どもを形成することができるでしょうか。

水洗化標準工事費

算定はしばらくお待ちください

今号でお知らせすることにしていました水洗便所改造の標準工事費は、日刊紙などで報じられていますように、塩化ビニールの品不足のため単価の上昇もあって、今の時点で算定がむずかしいといった情勢になっています。そればかりか、製品の納入が発注どおりいかなくなっています。

水洗化の改造工事には、給水、排水ともビニール管を使用する部分が多く、このため、少々遅れ気味になるものと予想されています。水洗化改造工事開始の昭和四十九年一月まで、まだしばらく期間がありますので、その間製品の確保を図り、〝みなさんにできるだけご迷惑をかけないよう努力いたします。みなさんのご家庭からは、早く必要な工事費を知りたいとの問い合わせがありますが、いましばらくお待ちください。

標準工事費が決定しましたら、すぐに広報でお知らせします。

登記のない人は早く申告を

春日土地区画整理事業

春日土地区画整理事業の施行区域は、打出春日町三番地から三十二番地までと、三十七番地から百番地の三（阪神軌道敷は除く）までです。この施行区域内のかたで借地、その他の理由により土地を使用する権利があるのに、登記簿に登載されていない場合は、お早く市都市整備課へ申告してください。そうでなければ、権利者として認められません。

▼「借地権およびその他の権利の申告」をすればどうなりますか。

土地区画整理事業によって、土地、建物の移動が行なわれますと新しく移動される土地（換地）に権利が移ることになり、権利者それぞれの権利区分（位置、面積、形状）が、移動前の権利の内容に応じてはっきり決められます。

▼「借地権およびその他の権利の申告」とは、どんなことをするのですか。

土地区画整理を行なう地区内で、土地所有権以外の権利（借地権など）があり、未登記のものについては、権利者保護のための申告制度が認められています。借地権、およびその他の理由により土地を使用する権利のあるかたは、所定の申告用紙に地主と連署で、または権利を証する書類（契約書、地代領収書など）を添えて、権利面積と形状（間口、奥行）を記入のうえ、市（施行者）へ申告していただくことです。

健康診断

ただいま、商店街、市場を中心に商店のご家族や従業員のかたがたを対象とした無料健康診断を行なっています。一般のかたも受診できますので、お近くの会場でお受けください。検診の内容は胸部X線、検尿、血圧測定で、三十五才以上の希望者には、胃の検診（順次健康センターで）も行ないます

対象区域と検診会場（時間はいずれも午後・時三十分～三時三十分）▼九月二十日（浜芦屋商交会浜東商店街）＝竹園集会所▼二十一日（本通商店街・甲陽市場・三八商店街）＝電話局駐車場▼二十六日（大原市場・駅東商店街）＝大原駐車場▼十月一日（打出商店街・打出市場）＝関西信用金庫駐車場▼二日（芦屋浜センター）＝浜センター北側▼三日（芦屋市場）＝市場東側

予防接種はおすみですか

種痘（第一期）と小学校入学前卒業前ジフテリアの予防接種を実施しています。まだのかたは、九月二十九日までにお受けください。

危険物取扱者試験

甲種、乙種、丙種危険物取扱者試験が十月二十八日（日）に西宮市立西宮東高等学校で行なわれます。受験を希望されるかたは、市消防本部予防課（電話㉜二三四五）へお申し込みください。受付は九月二十八日までです。

特別委員会を改編

第五回臨時市議会

▽第一日（八月四日）△報告6号「専決処分報告」（市税条例の一部改正）＝特別土地保有税の創設（承認）

報告7号「専決処分報告」（六麓荘地区防災工事請負契約の議決変更）＝工事区間を延長する必要が生じたため、請負金額を変更したもの（承認）

報号8号「専決処分報告」（四十八年度打出芦屋財産区共有財産会計補正予算）＝落石事故防止工事のため歳入歳出にそれぞれ百七十万円を追加、予算総額を五百七十四万円とした（承認）

議案56号「市立精道中学校校舎増築工事請負契約」＝鉄筋四階建八百九十九平メートルを株式会社羽衣組と契約するもの（可決）

請願12号「当面の魚介類汚染による営業の保障について」（民生常任委員長の報告どおり採択）

議員提出議案6号「意見書の提出について」＝請願12号の採択に伴い、県知事に対してPCB等製造企業および使用企業に対するきびしい公害規制と、企業負担による補償制度の確立を要望するもの（可決）

請願13号「PCB等汚染問題に関する請願書」（民生常任委員会付託）

▽最終日（八月九日）△「請願13号の取下げについて」（承認）

「特別委員会の廃止について」＝海浜開発調査・公害交通対策・同和対策の各特別委員会を廃止（可決）

「埋立問題・公害対策・都市計画問題・同和対策の各特別委員会の設置について」＝（可決）

各特別委員の選出ならびに正副委員長互選の結果は次のとおり。

「埋立問題特別委員会」

委員長中島冨蔵、副委員長住本捨夫、委員野村恒義、細川哲也、広瀬雅雄、城純一、下川満、中田敢山口良之助

「公害対策特別委員会」

委員長城所孝明　副委員長青山一夫、委員小田護、小田浅次郎、極楽地勝彦、今村恵子、久保平右ヱ門、田中武夫、村上邦雄、井伊治郎

「都市計画問題特別委員会」

委員長山本栄二、副委員長都筑省三、委員岡本義雄、福原芳雄、極楽地武次郎、加藤信之介、内田勇、吉井清、西村清史、久堀幸雄

「同和対策特別委員会」

委員長加藤信之介、副委員長城純一、中田敢、委員野村恒義、小田浅治郎、極楽地勝彦、岡本義雄、細川哲也、福原芳雄、久保平右ヱ門、村上邦雄、山口良之助、井伊治郎、吉井清、城所孝明

ご奉仕で各ご家庭に届けられています

ばら作りはいかが

＊…まちを緑と花でつつみましょうと、市民憲章推進運動のひとつ、園芸教室が六…＊
＊…月から開かれていますが、今回は、「ばら園芸教室」を訪ねてみました。このよ…＊
＊…うな具体的なより組みを通じて少しでも緑や花がふえることはよろこばしいこと…＊
＊…だと思います。

―「ばら園芸教室」探訪―

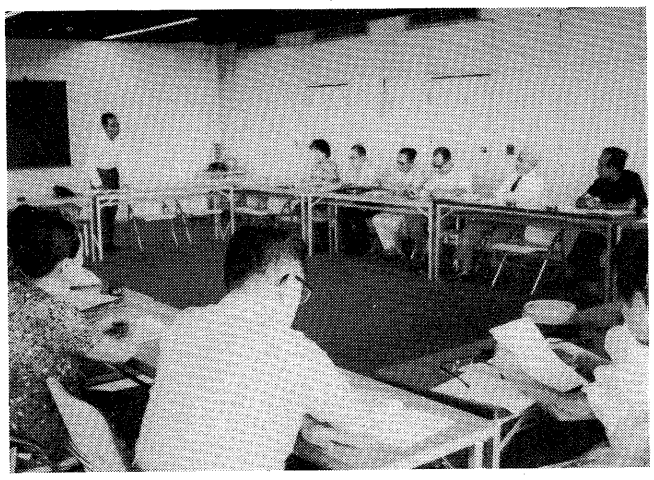

熱心に耳を傾ける生徒たち―「ばら園芸教室」
（芦屋市民会館で　9月8日）

「ばら園芸教室」は、日本ばら会関西支部藤岡友宏氏の指導のもとに、園芸の基本的知識から家庭におけるばら作りの技術を身につけようとするもので、毎月三回日曜日に実施し、すでに五回目になりました。受講者は三十五人（男性十八人、女性十七人）で主催者もびっくりするほど熱心で、皆さんは、一様に受けてよかったと言っておられます。

さっそく、お二人の方にインタビューしてみました。

船戸町のKさん。「花が好きで好きで、いままでいろんな花や木を育ててきましたが、ここで、いちど基本的なこと、例えば、薬のかけ方とか肥料のやり方など、を勉強しようと、すぐに申し込みました。希望は、家の庭をばらで埋めたいことと、近くの若夫婦の庭（以前孫が小さいときはよく自転車で遊んでいた）はもう孫が大きくなり空いているので、そこへもばらを植えたいことです。」とお年を忘れて意気盛んなところがうかがえました。

また、大原町のYさんは、「弟の家（伊丹市）にばらを植えていますが、あまりいい花をつけませ

世界人類の花
ばら

ばらは、その美しさから、人類の歴史とともに古くから愛され、育て続けられてきました。現在では、世界各国のどんな町にも片田舎にも色調豊かに咲きかおるばらの花を見かけるようになりました。

とくに昭和二十年以後、その風潮は高まり、世界各国のばら愛好者たちの間では、競って品種の改良が行なわれ、より美しく、より強健で、より高貴な品格のばらがつぎつぎに生み出されています。

ばらは、いちど植えると、五月から十二月までつぎつぎと咲き続け、十年以上の生命を保ちます。ほかの花のように毎年播種、定植、株分け、掘りあげなどのやっかいな手数がいりません。しかも、世界的な名花でありながら、その苗木は、二百円～五百円程度で気軽に求めることができるうえに、ほとんどのものが世界中のどんな土地にもよく生育する強い生命力をもっています。

また、ばらは多くの品種の中から、かおり、色彩、花容、樹姿など、それぞれ各自の好みや目的にそった品種を選び栽培できます。そして、手入れをすればするほどそれに応えて立派な花を咲かせてくれると同時に、たとえ、放任しておいても、それなりに美しい花が咲くのが大きな特徴です。（「薔薇づくり」（津志木貞）―文化出版から―）

ばらに寄せて

藤岡友宏

早いもので、市の「ばら園芸教室」を始めて三か月が過ぎました。ばら作りを通じて少しでも市内に緑を殖すことに役立てばと思ってお引受けしたのは、やはり子どものころに、今は住宅地に変ってしまった皿池で魚やとんぼを追い、天神山で蝶やカブト虫を捕えたなつかしい思い出があったからかも知れない。古くは、打出針の木で、今は大原町に住んでいた頃に、ばらを庭でいっしょうけんめいに作って、昔の風水害で運ばれてきた砂地だったわりには、よく咲いてくれたから、この地は、今でも比較的らくに作れる環境だと思っている。

「ばら作りといえば、何かむずかしいたくな感じをうけるし、広い庭がなければ栽培できないように思われがちだが、実際には、芝生や草花に比べると、少しの手入れで春から秋遅くまで花が楽しめる、作りやすい花木の仲間なのだ。

芦屋は、私の見たところでは、まだ阪神間の他の都市に比較して緑も残されているし、育てる場所も多いだけに、バラに限らず自然をたいせつにし、植物を保護していく気持をひとりひとりがもっていただきたいと思う。聞くところによると、秋には、姉妹都市モンテベロ市から市花のばらが寄贈され、市内の公園に植込まれる計画があるという。いままでの開設された公園の花壇は抜かれたり踏み荒されて見るかげもないものが多かったが、文化都市を宣言する芦屋であれば、市民ひとりひとりが管理者になったつもりで、たいせつにし、多くのひとびとが楽しめるばら園にして欲しいと思う。

植物は、すべて、育って後に形を作るものであって、本来の日本庭園なら二百年後の完成を頭の中に描いて設計されたのだし、大工仕事で物を作るように育てられるものではないと思う。市の公園でも住宅の庭でも同じことで、いくらお金をかけて立派な設備をしても、あとの管理と植物に対する愛情がなければ、みじめなものになってしまう。山に茂る一本の大木は、一トンの水を保持するという。木を切って山を裸にするから、大きな砂防ダムや堤防に莫大な費用をかけることになってしまうのと同じことだ。木が抜かれ、土の道はアスファルトに変り、季節感のない野菜や果物を食べていると、身の回りにある緑は忘れがちになるかも知れないが、ビニールやガラスで自然光を遮った食物や鎖された人為的環境の部屋がそれほどすばらしいものだろうか。一木の木が私たちに与えてくれる自然のなぐさみは、はかり知れぬものがある。夏の木影、秋のみのり、そして春の花など、植物に興味を持たない人でも思い出のあることだろう。

「ばら園芸教室」ではばらの栽培を知っていただくだけでなくて、ばらのもっている人工では及ぶべくもない自然の色や、自然にほぐれていく見ごとな形やふくいくとした香りの楽しみを広く味わっていただきたいと思う。春の花を思うと寒い北風の中でやる剪定や穴掘りも苦にならなくなるし、春にきらきらと輝く新芽などは宝石のように美しく見えるに違いない。小さな苗や球根や種子であっても適期を選べば立派に育つものだ。

土の少なくなった都会では、だんだんと人がせっかちになって、適期でもない時に木を動かしたり植えたりして、みすみす枯らしてしまっている。植物は動物のように訴える術も知らなければ、動くこともできないから、いちどみじめな環境に置かれれば、枯れるのをまつだけになってしまう。

今後、市民の皆さんの愛情と努力と協力によって、美しいばら園そして緑のまちを作りあげてほしいものと願ってやまない。（日本ばら会関西支部）

コミュニティについて(四)

―望まれるコミュニティリーダー像

「コミュニティ―生活の場における人間性の回復」（国民生活審議会調査部会―昭和四十四年九月）から

前回までは、コミュニティのいみ、コミュニティ論の背景、その必要性、芦屋市におけるコミュニティなどを述べてきました。いうまでもなく、コミュニティをつくっていくのは、行政でもなく、私たち市民です。市がやること、また、やれることは、①コミュニティ施設、制度の整備②コミュニティ情報の提供③コミュニティリーダーの養成などの条件整備がおもなしごとです。したがって、コミュニティが形成されるための基本的要件は、住民の意識にあるといえます。そして住民自身が進めるコミュニティに対して(1)行政の対応（前述①②③）(2)コミュニティづくりの中心として活動するリーダーの問題（その性格と活動のあり方）(3)コミュニティ形成の方法内容などさまざまな問題があります。

今回は、そのうち、コミュニティ活動の重要な要素であるコミュニティリーダーについて国民生活審議会調査部会「コミュニティー生活の場における人間性の回復」（昭和四十四年九月）を中心に述べてみたいと思います。

従来のリーダーの特徴と問題点

まず、報告書は、リーダーについて通常問題にされてきたものとして次の三点を指摘しています。

①有能で熱心な世話役の有無が地域活動推進の鍵であること②こうした世話役は、行政補助的な仕事にも協力的かつ献身的であること③最大の悩みは、リーダーの後継者がいないと、とくに若い世代の住民層はどちらかといえば、地域活動に無関心、非協力的なことである。この場合、③のリーダーのなり手、後継者の絶対的不足は、地域活動の存亡にかかわる問題として深刻化しています。

討する必要のあるのは、リーダーの絶対的不足とリーダーの性格であるとし、従来のリーダーの性格を、「農村の部落、都市の町内が地域共同体としての基盤に支えられ、住民一般になんらかの規制する力をもっていた段階では、部落町内の最有力者である素封家、名望家がリーダーとして役割を担っていた。―「名望有力者型」リーダー。都市化が進むにつれて、共同体の規制が弱くなっていくと、この「名望有力者型」リーダーも住民一般に対する発言力を失っていった。これに代って、地域に対する無関心層がふえていくにつれて名望に代って、役職をもった「役職有力者型」リーダーが登場し、これが、都市、農村を通じて、現在の地域での活動の鍵を握るように、なっている。（この場合における役職とは、行政的過程と対応している公職が生んだもの）

この特色は、地域活動のそれぞれの担い手に適した役職というかたちでなく、ひとりにいくつもの役職が集中するところにある。このように、いくつもの役職を占める「役職有力者型」リーダーが農村の部落会、都市の町内会のリーダーでもある。」と指摘し、次のような問題点をあげています。

第一は、リーダー自体が住民の自主性、自発性に支えられた地域活動のおもな担い手というよりも行政の協力、補助事業を消化するのに手いっぱいであるのが実情でそれ以上の部落会、町内会自体が行政補助的性格を強め、住民の生活要求を行政的過程に積極的に反映させるところまでいっていないようである。

第二は、リーダーの固定化と高令化の問題である。リーダーをかりに部落会長、町内会長に限定した場合、その在任平均年数はきわめて長い。この長さは、その意欲の高さを示すものではない。そして地位の固定化は、リーダーの高令化にも通じる。

第三は、「役職有力者型」リーダーを典型とするコミュニティリーダーは、地域社会の大きな変動に的確に対処し、さらには、変動の方向を見通していくという資格に欠けている。とくに地域無関心層といわれる新世代の住民層の生活要求を十分に掌握することは、不可能である。これは、リーダーの資格要件にとどまらず、すでにある部落会、町内会の体質自体が住民一般から、その内容、働きについて離れてきているところに逆に地域に対する無関心な人びとをふやしていくひとつの原因にもなっている。

報告書は、以上の問題点を指摘したのち、望まれるリーダーの型として次のように述べています。

望まれるリーダーの型［タレント性を生かす］

―誰しもにリーダーの可能性が―

望まれるリーダーは、地域社会が変っていく中において、広い範囲に機能が分れ、多元化していく住民の生活の領域と利害を的確に鋭くは握し、判断し、行動するリーダーである。―「有限責任型」リーダー。この「有限責任型」は、住民一般の総意と利害を代弁するといった代表型のリーダーではなく、特定の生活領域で専門性（タレント性）を発揮する型である。したがって、住民一般に対してリーダーとして責任をとるという義務感、責任感を強制するものではなく、自分の専門性を地域活動において役立てるというのは、ひとりの住民として当然の権利であるという考え方でリーダー像をとらえています。そして、現実には、「当然、行政、政治、消費生活、教育、文化、育児、保健、青少年、余暇、親睦、レクリエーション、スポーツ、実技といった各部門における多元的なコミュニティリーダーが特定の地域活動に見い出される。さらに、「しかもこの専門性をゆるやかに解釈すると、ひとりひとりの住民のそれぞれの個性と能力に応じて誰しもが、リーダーになる可能性をもっている。この点、画期的な技能を発揮し、役立てたいという意欲をどう引き出すかが今後のリーダーの養成訓練における大きな課題である。同時にこの型のリーダーは、市民的自覚と行動力をもつコミュニティ指向型の住民を大きな支えとしている」そして、このような実例として、大都市効外の大規模住宅団地住民の間にその芽を見出せるとし、今後の期待される層として、婦人をあげ、その社会参加を可能にする条件として、「生活水準と教育水準の相対的上昇とそれに加えて家事の合理化と小子世帯（子どもの少ない家族）化に伴う子どもの養育期間の短縮など、婦人層において家庭外での地域活動を可能にする精神的、物理的時間が生み出されている。」とみ、今後に開拓の待たれるコミュニティリーダーの新しい型の例として、「市民的自覚と行動力に根ざす婦人層が教育、文化活動、親睦、レクリエーション活動、地域福祉、奉仕活動、消費生活問題対策、住民間の間題の調停、住民苦情、不満の相談などの領域に貢献する一種のコンサルタント型リーダーとしての活躍を続けている一部の地域もある。」と紹介しています。

（コミュニティについてのお問い合わせは市企画部企画調整課へ）

近松門左衛門
二百五十年忌を迎えて
―記念講演会―

兵庫県秋の芸術祭、芦屋市民文化祭として、来る十月二十四日（水）に人形浄瑠璃文楽の公演を開催しますが、これに先がけ、今年は、文豪近松門左衛門の二百五十年忌にあたるので近松作品を中心に次により記念講演会を開催します。

▼日時…十月十二日（金）午後二時から▼場所…芦屋市民会館▼演題…近松門左衛門二百五十年忌を迎えて〈伝記、逸話など〉～女殺油地獄を中心にし〉▼講師…羽衣学園短大教授吉永孝雄氏▼入場無料先着二百五十人▼主催…芦屋市、芦屋市ルナ・ホール協会

重要無形文化財　人形浄瑠璃　文楽

▽とき　十月二十四日（水）・昼の部「女殺油地獄」「小鍛治」・夜の部「菅原伝授手習鑑」「艶容女舞衣」▽ところ　ルナ・ホール▽入場料　前売指定千円・自由八百円・学生五百円、当日指定千二百円・自由千円、学生七百円▽前売場所　市民会館内売店ほか▽団体観賞の受け付けもします。お問い合わせは、市民会館（電話㉛四九九五）へ。

市立幼稚園児の九月募集

市立山手・岩園・小槌の各幼稚園に欠員ができましたので、若干名を募集します。▼対象…昭和四十二年四月二日～同四十三年四月一日に生まれたお子さん▼用紙交付…九月二十二日～二十七日▼受付…九月二十五日～二十七日。いずれも午後一時から同四時まで各幼稚園で。▼お問い合わせは、市教委管理課（電話㉛二二二二）へ

指定代理金融機関の名称変更

神戸銀行から太陽神戸銀行に

十月一日付けで市の指定代理金融機関である神戸銀行が太陽銀行と合併し、太陽神戸銀行となります。いままで神戸銀行の本・支店で取り扱っていた市税や国民健康保険料、幼稚園の保育料そのほかすべての市公金の収納に関する事務は、そのまま引続き太陽神戸銀行の本・支店で取り扱かいます。

訂正…九月五日号一面下段の市役所への電話・市政電話サービス欄のうち、図書館㉒五九七八、体育館㉛八二二八、環境保全課㉜〇一二一、市役所が休みのときのご意見、ご要望、ご質問など㉛四四四四、市政ニュース㉛四八九四が それぞれ正しい電話番号です。おわびして訂正いたします。

無料で　大型ごみを収集します

■持ち出し時間　午前11時まで。

●その日の朝なるべく早めに出してください。
●時間を過ぎて出されましても収集できませんので、とくにご注意ください。

■持ち出し場所　決められたステーションへ

●ペールかん収集の場所へ。
●燃えるもの（たんすや畳など）と燃えないもの（電化製品など）と、少し離して出してください。

収集日と収集する町

9月23日(日)	三条、山芦屋、山手、西山、東芦屋、三条南、西芦屋、月若
9月30日(日)	六麓荘、朝日ケ丘、東山、岩園、翠ケ丘
10月7日(日)	松ノ内、船戸、大原、親王塚、業平、上宮川、楠
11月4日(日)	清水、前田、津知、川西、平田北、平田、浜芦屋、松浜
11月18日(日)	公光、大桝、茶屋、宮塚、精道、宮川、竹園、伊勢、呉川
11月25日(日)	小槌、春日、若宮、打出、西蔵、浜、南宮、大東

くわしくは市環境衛生課（電話㉒2155）まで

★つごうのよい日を選んで大そうじをしましょう